

豊能町青少年文化・スポーツ競技大会参加者報奨金支給規程

1. 目的

国際及び全国の文化スポーツ大会に参加する個人又は団体に対して、報奨金を支給することにより、豊能町の青少年育成と文化スポーツ推進に寄与することを目的とする。

2. 支給の対象

この規程による報奨金の対象となる大会、ならびに個人及び団体は、次のとおりとする。

(対象となる大会)

記録や予選大会などの選抜・選考を経て出場できる下記のいずれかに該当する大会

(スポーツ部門)

- (1) 国・都道府県が主催する全国大会
- (2) 日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催し、かつ国・都道府県が後援する全国大会
- (3) 国際大会
- (4) 全国高等学校野球選手権大会・選抜高等学校野球大会
- (5) 教育長が特に認めた大会

(文化の部門)

- (1) 府の代表として参加する全国コンクールその他全国規模のコンクール等
- (2) 国際コンクールその他国際規模の大会
- (3) 教育長が特に認めた大会

(対象となる個人)

- (1) 大阪府又は豊能町を代表する者として、選抜・選考された町内在住又は在学の小学生・中学生・高校生個人
- (2) 他府県を代表するものとして、選抜・選考された町内在住の小学生・中学生・高校生個人
- (3) 大阪府又は他府県及び豊能町を代表する者として、選抜・選考された団体(チーム、グループ等)の構成員(当該競技に選手として代表出場する当事者に限る。)で、町内在住の小学生・中学生・高校生個人
- (4) 記録認定により選抜・選考された町内在住の小学生・中学生・高校生個人
- (5) その他、教育長が特に認めた小学生・中学生・高校生個人

(対象となる団体)

- (1) 豊能町に所在地を有する事業所又は学校の所属クラブで、大阪府または豊能町を代表するものとして選抜・選考された構成員(当該競技選手として代表出場する小学生・中学生・高校生の当事者に限る。)が10名以上の団体。ただし、構成員が9名以下の場合は、当該構成員を選抜・選考された個人(国際大会は除く)とみなす。
- (2) 豊能町を主たる活動場所としている団体(チーム、グループ等)で、大阪府又は豊能町を代表するものとして、選抜・選考された構成員(当該競技選手として代表出場する小学生・中学生・高校生の当事者に限る。)が10名以上で、構成員の7割以上が町内在住者である団体。ただし、構成員が7割未満の場合は、当該団体の町内在住の者を選抜・選考された個人(国際大会は除く)とみなす。
- (3) その他、教育長が特に認めた団体

3. 支給額

支給額は別表に定める額とする。

4. 支給方法

- (1) 代表として派遣され、申し込みのあった者に支給する。
ただし、団体として豊能町から報奨金を支給された場合、その団体の構成員は個人としての重複申込みはできない。
- (2) 1個人または1団体に対する報奨金の支給は、国際大会及び国内大会について、年度内各1回のみとする。

5. 申し込み方法

所定の支給申込書に必要書類を添えて教育長へ申し込む。

なお、申込みは大会実施日の60日前から大会終了後180日までできるものとする。

6. その他

前各項目に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

大会区分	個人	団体
全国大会	10,000円	100,000円
国際大会	100,000円	200,000円

備考 国際大会に限り、上記対象となる団体は選抜・選考された構成員が2名以上で団体とみなす。